

施策体系の見直し検討

(現)総合計画 後期まちづくり基本計画

行政運営	取組の方向性	後期基本計画での具体的な項目
<b>ともにまちづくりを進めるために</b>		
1-1	自治に向けた視点の醸成	コーディネーター的な役割を担う職員の育成
1-2	まちづくり情報の共有化と参画の推進	協働の取組の推進による事業等の効果的な実施 指定管理者制度 市民意見聴取プロセス
<b>市民生活を支え続けるために</b>		
2-1	持続可能な行財政基盤の確立	財政規律・財政目標の進行管理
2-2	公共施設マネジメントの着実な推進	方針1：圧縮と再編 方針2：予防保全による長寿命化 方針3：効率的・効果的な運営
<b>行政運営の実効力を高めていくために</b>		
3-1	職員の資質向上と課題に即した組織体制の整備	職員の資質向上 WLB（ワークライフバランス：仕事と生活の調和）の推進 持続可能な執行体制の構築

論点 施策間、組織間の調整が必要な項目

検討課題：引き続き検討が必要な項目・視点

局意見を踏まえた施策体系(案)

行政運営	取組の方向性	局意見など
<b>ともにまちづくりを進めるために</b>		
1-1	【自治のまちづくりの支援に向けた視点の醸成】 ・コーディネーター的な役割を担う職員の育成 ・自治のまちづくりを支援するための体制整備	・「現在のコーディネーター的な役割を担う職員の育成」に加え、「自治のまちづくりを支援するための体制整備」を追加 ・行政運営は、市が主体となって行う取組とし、行政運営1には「協働」に係る制度を集約（市民活動の支援は施策1へ。）
1-2	【まちづくり情報の共有化と参画の推進】 ・市民意見聴取プロセス、公文書管理制度 ・市民提案制度、指定管理者制度 ・協働の取組の推進による事業等の効果的な実施	・あまチャレは施策1へ
<b>市民生活を支え続けるために</b>		
2-1	【持続可能な行政基盤の確立】 ・財政規律・財政目標の進行管理	
2-2	【公共施設マネジメントの着実な推進】 ・圧縮と再編 ・予防保全による長寿命化 ・効率的・効果的な運営	
<b>行政運営の実効力を高めていくために</b>		
3-1	【人材育成と持続可能な組織づくりの推進】 ・人材育成 ・WLB（ワークライフバランス）の推進 ・持続可能な執行体制の構築 ・内部統制制度の推進	【取組の方向性の名称変更】 ・分野別マスタープランである「はたらきガイド」との関連性を想起させるため、「人材育成」を明記 ・現行の名称では「WLB」の観点が含まれているとは言い難いため、「持続可能な組織づくりの推進」に変更
3-2	【情報化の推進（DX）】 ・「フンスオンリー」「フンストップ」の実現による市民サービスの向上 ・自治体標準システムへの移行とクラウド化の推進 ・新しい生活様式におけるICT基盤の充実	

**検討課題：行政運営1～3**  
次期行財政改革計画のあり方や、内部統制制度により、行政運営については、内容、ボリューム等、抜本的な変更となる可能性がある。

施策体系	施策の展開方向	行政が取り組むこと
<b>【地域コミュニティ】 みんなの支えあいで地域が元気なまち</b>		
1-1	多様な主体が参画し連携する、地域分権型社会づくりに取り組みます。	地域分権型社会に向けた取組
1-2	地域活動の促進により、安全・安心で魅力的な地域社会の形成に取り組めます。	地域コミュニティの形成のための支援 地域コミュニティ活動を担う人材の育成
<b>【生涯学習】 生涯を通して学び、スポーツに親しめるまち</b>		
2-1	主体的な学習や生きがいがいづくりを支援し、その成果を地域社会に活かすことのできる人づくり・しくみづくりを進めます。	生涯学習活動の支援と成果の活用・人材育成・交流の推進 公共施設・地域資源等の活用による学習支援
2-2	健康の保持・増進のため、気軽に運動やスポーツを楽しめる環境づくりに取り組みます。	運動やスポーツによる市民の健康づくり

施策体系	施策の展開方向	局意見など
<b>【地域コミュニティ・学び】</b>		
1-1	【学びと活動の循環・地域コミュニティの醸成】 市全体（各地域課以外）における、学びと活動の循環に資する取組。現1-2、2-1を集約するイメージ。	【総合政策局】 ・地域コミュニティの課題解決にはテーマ型と地縁型の相互理解や協働が必要であり、地縁型をよりイメージできるよう展開方向名を「学びと活動の循環・地域コミュニティの醸成」とする
1-2	【地域別の取組（各地域課業務）】 ・各地域課での取組を1つの展開方向内で評価。 ・評価方法は別途検討。PDCAを経て政策化する取組、水平展開する取組を施策評価対象とするなど。	

**論点** 【論点(子ども青少年局意見)】  
施策1の「地域コミュニティ・学び」と施策5の「地域福祉」について、「地域福祉」の推進は「地域コミュニティ」があってこそであり、深い親和性を考慮すると、切り離さず統合も含めて整理すべきであるとする。

※関連する論点として新施策5「地域福祉・生活支援」(P. 3)へ

→ スポーツは新施策3(魅力創造・醸成・発信(仮))へ

## 施策体系の見直し検討

(現)総合計画 後期まちづくり基本計画

施策体系	施策の展開方向	行政が取り組むこと
<b>【人権尊重・多文化共生】</b> 互いの人権を尊重し、ともに生きるまち		
5-1	市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、多様性を互いに認めあう社会の実現に努めます。	多文化共生社会の実現 男女共同参画社会の実現
5-2	人権教育や啓発活動を推進し、市民が「学び・気づき・行動する」環境をつくれます。	人権問題の啓発と人権教育の取組 人権侵害の防止と被害者への支援

論点 施策間、組織間の調整が必要な項目

検討課題：引き続き検討が必要な項目・視点

局意見を踏まえた施策体系(案)

施策体系	施策の展開方向	局意見など
<b>【人権尊重・多文化共生】</b>		
2-1	【地域における人権尊重の取組】 地域課ごとの人権に関する取組を整理	【総合政策局】 ・分野別マスタープランを基本としつつ、評価を意識した展開方向にする
2-2	【人権に関する相談体制と支援の充実】 主に多文化共生及び男女共同参画社会について記載	
2-3	【学校園等における人権教育】	(2-3) ・性教育など教育に特化し、教育委員会を所管局としてはどうか
2-4	【市職員・教職員等への人権研修】	(2-4) ・市職員パートは行政運営3-1へ、教職員パートは2-3への整理も可能

論点 【2-3 学校園等における人権教育に係る論点】  
”学校園等”には、小・中・高の学生に加え、乳幼児、就学前児童も対象となっている。(所管局・教育委員会、こども青少年局)  
→ 施策2-3のまま置き、教育委員会(主)、こども青少年局(副)で担当する形はどうか。

論点 【2-4市職員・教職員等への人権教育に係る論点】  
市職員パートは行政運営 3-1へ整理。  
教職員パートは2-3へ集約、もしくは、(新)4-4 良好な教育環境の確保へ整理することはどうか。

## 施策体系の見直し検討

(現)総合計画 後期まちづくり基本計画

施策体系	施策の展開方向	行政が取り組むこと
<b>【魅力創造・発信】</b> 歴史や文化を守り活かし、人をひきつける魅力があふれるまち		
14-1	まちの魅力を高め、シビックプライドの醸成を図るため、学ぶ機会を増やすとともに、戦略的に発信します。	シビックプライドの醸成
14-2	尼崎城をはじめとしたまちの多様な資源を活用し、市内外の人の交流の促進をめざし、観光地域づくりに取り組みます。	観光地域づくりと市内外の交流促進
14-3	まちの魅力と活力を高めるため、地域の文化資源の活用を促進するとともに、新たな文化芸術活動の担い手を育成します。	新たな魅力づくりによる文化振興
14-4	まちの歴史とともに学びあえるよう、文化財や歴史資料等の保存や学習機会の充実に取り組みます。	歴史遺産等の保存と活用
<b>【学校教育】</b> 教育の充実で子どもの生きる力を大きくむち		
3-1	確かな学力の定着と健やかな体づくりの実現をめざします。	教育・学習内容の充実、子どもの健康な体づくり
3-2	体験的・実践的な活動を通して、豊かな心の育成に取り組みます。	心のケア・心の教育の充実
3-3	地域全体で子どもを守り育てていくため、家庭・地域・学校の連携を推進します。	家庭・地域・学校の連携推進
3-4	子どもが安全かつ安心して学ぶことができる教育環境を整備・充実します。	安全な教育環境の確保
<b>【地域福祉】</b> 誰もが地域でその人らしく暮らせる福祉のまち		
6-1	地域の課題に関心を持ち、行動し、「支えあい」をはぐくむ人づくりを進めます。	支えあいをはぐくむ人づくり
6-2	市民や多様な主体が福祉課題を共有し、参画・協働して解決する地域づくりを進めます。	市民や多様な主体の参画と協働による地域づくり
6-3	誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくりを進めます。	誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり
<b>【生活支援】</b> 生活に課題を抱える人が安心して暮らせるまち		
9-1	相談体制の充実や関係機関との連携強化に努め、生活困窮者の自立支援に取り組みます。	幅広い支援に向けた連携 生活困窮者自立支援制度による就労等自立の支援
9-2	生活保護の適正運営と自立支援の取組を進めます。	生活保護の適正運営と自立支援

論点 施策間、組織間の調整が必要な項目

検討課題: 引き続き検討が必要な項目・視点

局意見を踏まえた施策体系(案)

施策体系	施策の展開方向	局意見など
<b>【魅力の創造・醸成・発信】 (事務局案)</b>		
3-1	【ブランド戦略、イメージ向上】	【総合政策局】 ・「魅力創造・発信」では、文化やスポーツが持つ、個人が主体的・自主的に楽しみ、行政は活動機会の提供、場づくり、つながりづくりの支援が重要であるという視点が表現できないことから、施策名称を変更してはどうか
3-2	【文化】	
3-3	【歴史】	
3-4	【スポーツ】	
<b>【学校教育】</b>		
4-1	【確かな学力の保証と健やかな体づくり】 変化に柔軟に対応し、これからの社会を生きぬくことができるような未来を見据えた教育	【教育委員会】 ・分野別マスタープランを基本としつつ、評価を意識した展開方向にする
4-2	【個に寄り添った教育】 個の尊厳や人権を尊重し、児童生徒一人ひとりに寄り添った教育	
4-3	【他者とつながる学校園づくり】 「子どもの視点」に立ち、学校園・家庭・地域社会一体となった教育	
4-4	【良好な教育環境の確保】 児童生徒や地域のニーズに応じて、柔軟に教育環境の整備を行うことができるような環境づくり	
<b>【地域福祉・生活支援】</b>		
5-1	市民や多様な主体が福祉課題を共有し、参画・協働して解決するための「支えあい」をはぐくむ人づくり、地域づくり	【健康福祉局】 ・「旧施策9 生活支援」を統合。取り組み内容や指標のあり方について検討が必要 ・第4期「あまがさき地域福祉計画」の策定を見据え、展開方向「旧6-1」と「旧6-2」の「新5-1」への統合を検討中
5-2	誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり	
5-3	【生活支援】	

検討課題: 新たな施策名称についての検討

検討課題: 4-1のボリューム(小・中・高)が大きいため、1つの展開方向で記載できるかどうか検討

論点 【旧施策6(地域福祉)と旧施策9(生活支援)の統合にかかる論点】  
地域コミュニティの取扱いにあわせて検討が必要。

論点 【災害時要援護者に係る論点】  
名簿提供やその啓発は、平時からの見守りや福祉教育といった地域福祉を基盤とした取組であるため、「5 地域福祉・生活支援」で整理し、地域防災計画に位置付けられている内容(個別支援計画、福祉避難所)は、「11 消防・防災」で整理することはどうか。

施策体系の見直し検討

(現)総合計画 後期まちづくり基本計画

施策体系	施策の展開方向	行政が取り組むこと
<b>【子ども・子育て支援】</b> 健やかに子どもが育ち、笑顔が輝くまち		
4-1	安全に安心して産み育てることができる家庭環境づくりを支援します。	安全・安心に産み育てることができる家庭環境づくりの支援
4-2	保育施設等の定員増など、子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支援します。	保育事業、放課後児童対策等による支援
4-3	すべての子どもが健やかに成長していくことができるよう支援します。	支援を必要とする子ども・家庭への支援
4-4	子どもの社会参加や自主的な企画・運営などを通じて主体的な学びや行動を支えます。	子どもの主体的な学びや行動への支援
<b>【高齢者支援】</b> 高齢者が地域で安心して暮らせるまち		
7-1	高齢者自らが介護予防に努めながら、積極的に地域とかかわれるよう支援します。	健康づくり・介護予防の推進、社会参加の促進
7-2	福祉サービスの充実と、地域の支えあいや相談支援の基盤づくりを進めます。	福祉サービスの充実と地域の支えあいや相談支援の基盤づくり
<b>【障害者支援】</b> 障害のある人が地域で自立して暮らせるまち		
8-1	障害のある人の日常生活を送るための支援など、地域での在宅生活を支えます。	日常生活の支援の充実と権利擁護
8-2	相談の体制を充実するとともに、適切な支援につなぐための橋渡しを行います。	相談体制の充実とネットワークの構築
8-3	地域における交流の促進や移動の支援など、障害のある人の社会参加を促進します。	日常生活での交流の支援 社会参加の促進 働く場の確保
<b>【健康支援】</b> いきいきと健康に安心して暮らせるまち		
10-1	健康寿命の延伸に向けて、市民とともに健康づくりに取り組みます。	ヘルスアップ尼崎戦略の推進 団体、事業者とともに進める健康環境づくりの推進
10-2	感染症、精神保健医療、難病など多様な健康課題に取り組みます。	感染症の発生予防及びまん延防止対策の推進 健康回復や療養のための支援等
10-3	地域医療や健康危機管理、食品・環境などの衛生面の体制確保に努めます。	地域医療体制・健康危機管理体制の確保 食品・環境などの衛生面の体制確保
10-4	国民健康保険や後期高齢者医療制度の健全運営に努めます。	医療保険制度の適切な維持・健全運営

論点 施策間、組織間の調整が必要な項目

検討課題：引き続き検討が必要な項目・視点

局意見を踏まえた施策体系(案)

施策体系	施策の展開方向	局意見など
<b>【子ども・子育て支援】</b>		
6-1	安全に安心して産み育てることができる環境づくり	【こども青少年局】 ・意見なし
6-2	子育てと仕事の調和の実現に向けた環境づくり	
6-3	すべての子どもが健やかに育つ環境づくり	
6-4	子どもたちの生きる力をはぐくむ環境づくり	
<b>【高齢者支援】</b>		
7-1	【介護予防・認知症施策の推進】	【健康福祉局】 ・分野別マスタープランを基本としつつ、評価を意識し展開方向を2つに集約
7-2	【地域の支え合い・基盤づくり】	
<b>【障害者支援】</b>		
8-1	必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり	【健康福祉局】 ・施策9の「健康支援」で記載している精神保健医療について、施策8へ移管し「障害者支援」として一体的に効果検証を図る
8-2	生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり	
8-3	共に支えあい、安心して暮らすことができる環境づくり	
<b>【健康支援】</b>		
9-1	ライフステージに応じた健康づくりへの支援	【健康福祉局】 ・9-1のヘルスアップ戦略にかかる事業が多岐にわたることから、施策評価に際しては展開方向で複数枚の評価表を作成するか、新計画で展開方向を増やすのか、計画の改定を見据えて検討が必要  【総務局】 ・国保の健全経営（旧10-4）は基本的に新9-1へ移行を検討
9-2	健康で安全・安心な暮らしを確保するための体制の充実	

検討課題：事業が多岐にわたる9-1について、展開方向の分解を含めて検討

論点

【国民健康保険・後期高齢者医療制度に係る論点】 ※事務局より  
旧10-4記載の国保料の収納率向上等の取組は行政運営に「債権管理」の項目を設け、他の債権も含め一体的に記載する形はどうか。

施策体系の見直し検討

(現)総合計画 後期まちづくり基本計画

施策体系	施策の展開方向	行政が取り組むこと
<b>【生活安全】</b> 生活に身近な安全・安心を実感できるまち		
12-1	地域での防犯や交通安全活動など、くらしの安全を高める活動に積極的に取り組みます。	防犯力の高い地域コミュニティづくり 交通安全対策の推進
12-2	市民が安全に、安心して、快適に自転車を利用できるまちづくりを推進します。	自転車総合政策の推進
12-3	消費者被害の未然防止など、くらしの安全を高める活動に積極的に取り組みます。	安心できる消費生活を実現する環境づくり
<b>【消防・防災】</b> 消防・防災体制が充実した安全・安心のまち		
11-1	火災・水害等に適切に対応できるよう、消防・救急・救助体制を充実します。	消防・救急・救助体制の充実 消防施設等の整備・充実
11-2	地震等の大規模災害発生時に被害を軽減できるよう、市の防災体制を充実します。	防災対策の充実
11-3	地域住民が災害発生時に協力して被害を軽減できるよう、地域の防災力向上に努めます。	市民・事業者における火災予防等 地域における防災体制の充実支援
<b>【地域経済の活性化・雇用就労支援】</b> 地域経済の発展により、活力があふれ、いきいきと働けるまち		
13-1	製造業やサービス業それぞれの強みを活かし、競争力を高めます。	産学公融等によるイノベーション促進支援
13-2	本市産業の特長を活かすべく、地域に根ざす産業を支援します。	地域に根ざす産業集積支援 企業の魅力発信支援
13-3	働きやすさ・スキルアップによる定着促進と人材活用を支援します。	働きやすさ・スキルアップによる定着促進と人材活用の支援
13-4	起業の促進・社会的企業の活躍に向け、資金面や情報提供などの支援をします。	起業促進支援
<b>【環境保全・創造】</b> 環境と共生する持続可能なまち		
15-1	環境の保全や創造に取り組む主体のネットワークを広げ、市域での活動を活性化します。	環境保全・創造に向けた活動の支援とネットワーク形成
15-2	市民や企業の活動を、環境負荷が少なく持続可能なしくみへと転換する取組を進めます。	地球温暖化問題への対応 循環型社会の形成
15-3	身近な自然や生態系を守るなど、継続的な環境の保全や創出に取り組みます。	自然環境・生物多様性の保全創出
<b>【住環境・都市機能】</b> 安全・安心、快適でくらしやすいまち		
16-1	市民自らが住環境に関心を持ち、まちづくりに積極的にかかわるしくみづくりを進めます。	市民主体のルールづくりや規制・誘導による、良好な住環境や安全空間の創出と継承 市民が地域の住環境に関心を持ち、誇りや愛着を持てる活力のある美しいまちづくりに取り組める環境づくり
16-2	住環境を向上させ、安全・安心に暮らし続けられる魅力あるまちづくりに取り組みます。	すべての人が快適に安心して住み続けられる住環境の確保 公園緑地、住宅等の維持・整備・更新
16-3	都市基盤を計画的・効率的に維持管理し、利便性と安全性を備えた生活空間を維持・創出していきます。	都市基盤の整備・維持による安全で快適なまちの創出 適切な維持管理によるライフサイクルコストの低減

論点 施策間、組織間の調整が必要な項目

検討課題：引き続き検討が必要な項目・視点

局意見を踏まえた施策体系(案)

施策体系	施策の展開方向	局意見など
<b>【生活安全】</b>		
10-1	【治安・マナー】 防犯戦略を軸に10-3 特殊詐欺等も含めた消費生活を統合	【危機管理安全局】 ・展開方向を2つに集約 ・マナーの範囲は多様で交通マナーの他、ゴミ、タバコなど全庁的に他分野にまたがることから、市民にも分かるように他局で実施している施策についても展開方向01に集約
10-2	【自転車のまちづくり】 自転車総合政策	
<p><b>【マナーに係る論点】</b> マナー向上はまちの魅力向上にもつながる内容であり、複数の局にまたがる取組となるため、主要取組項目での整理はどうか。</p>		
<b>【消防・防災】</b>		
11-1	【有事の際の消防局における体制等の整備】 (消防局)	【危機管理安全局・消防局】 ・消防局、危機管理安全局それぞれで展開方向を1つに集約
11-2	【災害の事前対策に重点を置いた体制等の整備】 自助・共助・公助を一体的に記載 (危機管理安全局)	【危機管理安全局】 ・災害時要援護者は地域福祉へ移行可能 ・11-2と11-3の展開方向を1つに集約するにあたって、「自助・共助」、「公助」という項目で再整理するとともに、それぞれの取組の役割を明確にし、施策を連携させることで、より効果的かつ効果的な取組を行い、本市の防災力の向上につなげる
<p><b>【地域経済・雇用就労】</b></p>		
12-1	【地域経済】	【経済環境局】 ・産業振興基本条例は、産業の振興、起業の促進、雇用就労の維持創出の3つの柱で構成されているが、産業の振興の範囲が広がる
12-2	【起業・イノベーション】	・条例の構成を踏まえるとともに、現計画の行政が取り組むことの展開方向1（イノベーション）と展開方向4（起業）を統合
12-3	【雇用就労】	・今後のエリアマネジメント（南部地域活性化、小田南公園の活用等）を見据え、観光地域づくりと市内外の交流促進を記載するかを検討
12-4		<p><b>検討課題：観光の書き分けについて引き続き検討が必要</b></p>
<b>【環境保全・創造】</b>		
13-1	【脱炭素社会の形成】	【経済環境局】 ・13-3を【生存基盤の保全】から馴染みやすい【環境の保全】に変更 ・現計画の行政が取り組むことの展開方向2-3（生活環境）と3（自然環境）を統合
13-2	【循環型社会の形成】	
13-3	【環境の保全】	
<b>【住環境・都市機能】</b>		
14-1	【良好な都市環境の整備】 ・計画的・効率的なインフラの維持整備 ・快適でゆとりある都市空間の構築（都市景観など）	【都市整備局】 ・分野別マスタープランに対応するよう検討 14-1・・・尼崎市都市計画マスタープラン 14-2・・・都市戦略推進担当 14-3・・・尼崎市住まいと暮らしのための計画
14-2	【まちのブランディングの推進】 ・選ばれるまちを目指した魅力創出（地区計画や交通政策など） ・地域ごとの特色を活かしたまちのブランディングの推進	全体 → 面（エリア） → 点（一住宅）のイメージ
14-3	【豊かな住生活の実現】（空家や分譲マンションなど） ・安全に安心して住み続けられる住まいの実現 ・持続性のある住宅ストックの形成	